

船舶事故調査報告書

令和3年8月25日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（鋼管杭）
発生日時	令和2年11月14日 06時53分ごろ
発生場所	佐賀県佐賀市早津江川河口南方沖 早津江川口西灯台から真方位184° 2.6海里付近 （概位 北緯33° 06.1′ 東経130° 19.3′）
事故の概要	漁船御幸丸は、帰航中、のり養殖区画の鋼管杭に衝突した。
事故調査の経過	令和2年11月16日、主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 御幸丸、4.8トン
船舶番号、船舶所有者等	SA3-17560（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型
負傷者	なし
損傷	本船 右舷船首部外板に破口 鋼管杭 擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の初期 日出時刻：06時48分ごろ
事故の経過	<p>本船は、船長ほか5人が乗り組み、のり養殖作業を終えた後、約25ノットの対地速力で帰航していた。</p> <p>船長は、GPSプロッターを作動させ、手動操舵により操船に当たっていたところ、船首方至近に‘のり養殖区画を示す鋼管杭’（以下「本件鋼管杭」という。）を認め、左舵を取って機関を中立運転としたものの、本船が本件鋼管杭に衝突した。</p> <p>本船は、右舷船首部外板に破口を生じたものの自力で航行して帰港した。</p> <p>本船の操舵室前方にはクレーンが設置されており、船長は、早く帰航したかったので、クレーンのブームを立てたまま操船を続けていた。</p> <p>船長は、クレーンのブームの陰に本件鋼管杭が入っていたのではないかと本事故後に思った。</p>
分析	本船は、帰航中、船長が、操舵室前方に設置されたクレーンのブームを立てた状態で操船を続けたことから、船首方に死角が生じて本件鋼管杭に接近していることに気付くのが遅れ、本件鋼管杭に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が帰航中、船長が、操舵室前方に設置されたクレーンのブームを立てた状態で操船を続けたため、船首方に死角が生じて

	<p>本件鋼管杭に接近していることに気付くのが遅れ、本件鋼管杭に衝突したものと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・クレーンを搭載した船舶は、やむを得ない事由のない限り、ブームを納めた状態で航行すること。</li></ul>